

成蹊大学文学部外国留学に関する取扱内規

制 定 平成元年12月16日
文学部教授会
最新改正 2009年3月4日

(趣旨)

第1条 外国留学(以下「留学」という。)に関する事項は、成蹊大学外国留学規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 規則第4条に規定する留学許可に必要な修得単位数(修得見込みを含む。)は、次のとおりとする。

- (1) 2年次生として留学する場合 卒業に必要な単位数 36単位以上
- (2) 3年次生として留学する場合 卒業に必要な単位数 72単位以上
- (3) 4年次生として留学する場合 卒業に必要な単位数100単位以上

(出願手続)

第3条 規則第5条に規定する書類及び規則第11条に規定する継続履修願の提出は、原則として留学予定日の2カ月前までに、指導教授を経て学部長に提出しなければならない。

(留学の許可)

第4条 留学の承認は、留学予定日を勘案の上、原則として前条に規定する書類を受理した直後の教授会で審議し、これに基づき、学長が許可する。

(留学期間の始期及び終期)

第5条 留学期間の始期は4月1日又は10月1日、終期は9月30日又は3月31日とし、これらの日付の前後に出国し、又は帰国した場合は、状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。

(留学期間の延長)

第6条 留学期間の延長を希望する場合は、規則第8条第1項に規定する書類のほか、留学先大学の発行する延長後の聴講許可書又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(修得単位の認定)

第7条 授業科目の修得単位の認定は、留学前に所属学科の指導を受け、帰国後、当該学生からの単位認定願に基づき、留学先の授業時間数、講義内容、授業の質等を考慮し、次により認定する。認定に当たっては、所属学科及び教授会の承認を得なければならない。

- (1) 修得した単位は、本学部の授業科目及び単位に読み替えて認定を行う。
- (2) 複数の授業科目及び単位を合算して、本学部の授業科目及び単位に認定することができる。この場合において、単位数に端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- (3) 本学部の授業科目と授業内容が著しく異なり、読替えが不能な授業科目についての認定は、行わない。
- (4) 単位を認定した授業科目の成績評価は、「T」とする。認定又は否認定は、原則として留学先大学の成績評価によるが、評価基準が著しく異なるときは、本学部の評価基準に替えて単位認定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、特設科目及び教職に関する科目については、原則として、単位認定を行わない。

第8条 認定した授業科目及び単位については、帰国年度の修得単位として認定する。

2 前条及び前項の規定により単位の認定を受けた学生の年次については、成蹊大学文学部規則別表第5の規定にかかわらず、教授会で定める。

第9条 留学先大学で修得した原科目名、単位及び成績評価については、認定又は否認定を問わず、成績原簿及び成績証明書には記載しない。

第10条 学部長は、留学生が留学先大学で修得した原科目名、単位及び成績評価について、文書に記録し、保存する。

(履修登録)

第11条 留学を終了した学生は、本学部履修要領に従い、留学単位認定後、速やかに履修登録をしなければならない。

2 第7条及び第8条の規定により単位認定を受け、帰国後に4年次生になる者の卒業論文については、その提出資格を与える。

(継続履修の取扱い)

第12条 留学前に承認した通年科目の継続履修については、担当者の変更にかかわらず、留学の終了後に到来する後期(休講の場合は、次の年度)に限り、留学前の願い出に基づき継続履修を認める。ただし、帰国後の履修登録において、時間割上の同一時限内の他の授業科目を履修登録したときは、継続履修を認めない。

第13条 継続履修の願い出のあった科目の授業担当者は、前期学期末試験の有無にかかわらず、当該学生の前期成績評価を提出しなければならない。前期評価のない科目については、レポートを提出させた上で成績評価を行う。

(短期間の留学)

第14条 短期間の留学に関する取扱いは、別に定める。

附 則 (略)